

00447

昭和三十九年4月24日 金曜日 鳥取県公報

第3524号

毎週火、金曜日発行(毎週火、金曜日)

(毎週火、金曜日)

鳥取県公報

鳥取県告示第二百五十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十九条第一項の規定により、昭和三十九年四月二十二日限り、鳥取市の区域内にある小字の区域を次のとおり廢止したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

◇告示

小字の区域の廃止

第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた

遊漁規則の変更認可

収入証紙の小売さばき人の指定、

道路位置の指定

◇正誤

保安林の指定解除

昭和三十九年四月十四日付け鳥取県人事委員会規則第二十号中訂正

昭和三十九年四月十四日付け鳥取県人事委員会規則第二十一号中訂正

大字名 小字名 同上に包括される現在の区域

大字名 小字名 同上に包括される現在の区域

大字名 小字名 同上に包括される現在の区域

大字名 小字名 同上に包括される現在の区域

田島 廃止

田島 廃止

大星向の二

九七

九六

雜種地

二、四一八 積

三一三

昭和39年4月24日 金曜日 鳥取県公報 第3524号 (第3種郵便物認可)

3 昭和39年4月24日 金曜日 鳥取県公報 第3524号 (認可)

鳥取県告示第二百五十三号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十九条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のように変更認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。
昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
一 漁業権者の名称及び住所

大星向の二	大星向の切
二久保田	九六地先
向畠田	九七地先
一	五九〇
九九地先	五九〇
一	五九〇
六三の八	二三地先
五三の二	二四地先
一	二三地先
水路	道路
一	二三地先
○、○一六	○、○一七
、	、○一二
○、○一六	○、○一九

千代川漁業協同組合

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十

九条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のように変更認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県矢野勝作
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

漁業権者の名称及び住所

共同漁業権内共第一号

第七条第一項の表の遊漁料欄中「本組合地区内に住所を有するもの四〇〇円」を「本組合地区内に住所を有するもの五〇〇円」に「県外者」一〇〇円を「県外者

三〇〇円」に改める。

四、変更遊漁規則の施行の日

昭和三十九年五月一日

九号) 第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売り
さばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項
の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県告示第二百五十四号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第

鳥取県総務部長 中 井 猛

所 氏 名 小売りさばき場所

・ 指 定 年 月 日 指 定 番 号 住 所 氏 名 小 売 り さ ば き 場 所
昭 三 九 、 四 、 二 〇 三 三 六 鳥 取 市 田 島 四 七 一 番 地 荒 尾 義 信 鳥 取 市 田 島 四 七 一 番 地

鳥取県告示第二百五十五号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年四月十七日道路の位置を指定したので同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛

道 路 の 幅 員 及 び 延 長

申 請 人 の 住 所 氏 名 道 路 の 位 置 の 指 定 場 所

鳥取県総務部長 中 井 猛

道 路 の 幅 員 及 び 延 長

00451	(第3種郵便物 認可)
昭和三十九年四月二十四日 金曜日 鳥取県公報 第3524号	昭和三十九年四月二十四日 金曜日 鳥取県公報 第3524号 (認可)
鳥取県告示第二百五十六号	鳥取県告示第二百五十五号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次に定めたところに道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年の規則により告示する。
昭和三十九年四月二十四日	昭和三十九年四月二十四日
鳥取県告示第二百五十六号	鳥取県告示第二百五十五号
建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次に定めたところに道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。	建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年の規則により告示する。
昭和三十九年四月二十四日	昭和三十九年四月二十四日

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次に定めたところに道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十四日

00453

(第3種郵便物)
可

7 昭和39年4月24日 金曜日 烏取県公報 第3524号

			正	誤	
農產物北九州あつ旋所	農產物北九州あつ旋所	農產物北九州あつ旋所	整 肢 学 國	整 肢 学 國	整 肢 学 國
所 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長	事 務 長
"	主 係	主 係	主 係	主 係	主 係
"	任 長	任 長	任 長	任 長	任 長
"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"

爲3種郵便物
可

申 請 人 の 住 所 氏 名 道 路 の 指 定 の 廃 止 場 所 廃 止 し た 道 路 の 幅 員 及 び 延 長
鳥 取 市 行 徳 二 八 二 番 地 中 神 井 猛 夏
山 下 重 明 地 鳥 取 市 行 徳 鳥 羽 屋 田 八 四 番 一 の 一 部
幅 員 四 メートル 延 長 七 四 メートル

鳥取市行徳八四番一の一部

猛 夏
した道路の幅員及び延長

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年四月十七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

申請人の住所氏名	鳥取市行徳二八二番地	申請人	鳥取県総務部長
道路の位置の指定場所	鳥取市行徳字鳥羽屋田西一一四番の一部	道路の幅員及び延長	中井猛夏
幅員	一メートル	延長	五メートル
延長	一〇七・五メートル	幅員	一メートル
六番の一部	一一五番の一の一部	六番の一部	一一五番の一の一部
一の一部	一一一四番の一部	一の一部	一一一四番の一部

鳥取県告示第二百五十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六
条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解する。

昭和三十九年四月十四日付け鳥取県人事委員会規則第
二十一号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁

十四

誤

四

般

衛生

研究

所

長

予防

課

長

保健

所

長

及び

正

四

級

本

庁

の

研

究

所

長

及

び

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日 火 金

印行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 所 在 地 鳥取県鳥取市栗谷町
 (定価) 一部月額二五〇円(配送料共)